

65歳までの定年の引上げ等の速やかな実施を！！

少子高齢化の急速な進展の中で、高い就労意欲を有する高齢者が長年培った知識と経験を活かし、社会の支え手として意欲と能力のある限り活躍し続ける社会が求められています。

このため、高齢者の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）第9条により、**65歳未満の定年の定めをしている事業主は**、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の から のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

定年の引上げ 継続雇用制度の導入 定年の定め廃止

なお、 の継続雇用制度については、**原則は希望者全員を対象とするような制度の導入が求められますが**、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主が、労使協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、の措置を講じたものとみなされます

ご注意

～継続雇用制度の基準を労使協定が調わないため

就業規則で定めている事業主の皆さまへ～

特例措置期間は次のとおり、切れることとなります。

大企業（301人以上）平成21年3月31日まで

中小企業（300人以下）平成23年3月31日まで

継続雇用制度の対象となる高齢者の基準を労使協定によらず、就業規則のみで定めている場合、上記期日までに以下のいずれかの取組を行ってください。

継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準について労使協定を締結する。

「定年の定め廃止」「定年の引上げ」「希望者全員の継続雇用制度」のいずれかを実施する。

70歳まで働ける企業の実現！！

60歳 ⇨ 65歳 ⇨ 70歳

『70歳雇用支援アドバイザー』のご利用を・・・

- ・高齢者が生き生きと働くための職場改善、働く形態に合わせた賃金制度、人事管理制度見直し等、専門的立場からアドバイスさせていただきます。（無料）
- ・元気で働く意欲のある高齢者のために、70歳まで働ける企業の普及・促進に努めるとともに、65歳以上の方が働いている先進企業の事例収集に努めておりますので、お知らせください。（お問い合わせ）

～70歳まで働ける企業とは～

70歳以上の定年を定めた企業

定年の定めを廃止した企業

70歳以上までの継続雇用制度などの70歳

まで雇用する制度を導入している企業

企業の実情に応じて何らかの仕組みで70

歳以上まで働くことのできる企業

～意欲と能力があれば、年齢にかかわらず働ける社会の実現を目指して～

お問い合わせは・・・

大阪労働局職業安定部職業対策課

社団法人大阪府雇用開発協会（70歳雇用支援アドバイザーについて）

06-4790-6311

06-6346-0229



70歳まで働ける
私も企業もいきいき元気

中小企業定年引上げ等奨励金

70歳まで働くことのできる中小企業を支援するため、65歳以上への定年引上げや定年の定め廃止、さらに希望者全員を対象として70歳以上までの継続雇用制度を導入した事業主に対して支給されます。
(過去に継続雇用定着促進助成金を受給された事業主も対象となります。)

- 支給対象事業主**
- (1) 60歳以上 65歳未満の定年を定めている中小企業事業主
 - 65歳以上への定年の引上げ
 - 定年の定め廃止
 - 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
 - (2) 65歳以上 70歳未満の定年を定めている中小企業事業主
 - 70歳以上への定年の引上げ
 - 定年の定め廃止
 - 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

支給額(万円)		定年引上げ (65歳以上 70歳未満)	定年引上げ (70歳以上) 又は定年の 廃止	希望者全員 70歳以上継 続雇用制度 の導入(注)
定年 年齢	企業規模 (人)			
60歳以上 65歳未満	1~9	40	80	40(20)
	10~99	60	120	60(30)
	100~300	80	160	80(40)
65歳以上 70歳未満	1~9		40	20
	10~99		60	30
	100~300		80	40

(注):()内は既に65歳以上70歳未満の希望者全員の継続雇用制度導入があった場合の額

中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金

傘下の中小企業事業主に対する高年齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体に対し、支給されます。

中小企業事業主団体
傘下企業数が30社以上かつ全体に占める中小企業の割合が2/3以上
商工会議所
商工会
商店街振興組合
事業協同組合
等

【事業実施】
傘下企業の個別事情に精通している事業主団体が、以下の取組みを行う。
傘下企業に対する確保措置導入状況等の調査
確保措置の導入等に関する説明会の開催
確保措置の導入等に関する相談・指導
・確保措置の導入
・確保措置の内容の充実(労使協定締結の促進、希望者全員の制度への改善等)



事業主団体の規模 (傘下企業数)	総支給上限額 (万円)	前期支給上限額 (万円)	後期支給額
30~100	100	50	事業実施後の確保措置の導入率に応じ支給
101~200	200	100	
201~	300	150	

お問い合わせ先 社団法人大阪府雇用開発協会 TEL: 06-6346-0253
〒530-0001 大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル8階
厚生労働省 大阪労働局 ハローワーク